

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府門真市大字門真1006番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) パナソニック株式会社 代表取締役社長 津賀 一宏 電話 06-6908-1101					
主たる業種	半導体デバイスの研究開発(主として管理事務を行う本社等)		細分類番号 2 8 0 0				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	パナソニックグループ環境行動計画「グリーンプラン2018」生産活動と商品・サービスを通じて、CO2削減に取り組みます”のもと、商品、生産活動、物流、オフィスでのCO2削減に取り組む						
計画を推進するための体制	カンパニー、事業場に省エネを推進する委員会を設け、エネルギー使用状況、活動進捗、および全社環境経営推進での情報共有を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,800.5 トン	8,147.5 トン	165.0 トン	163.5 トン	-73.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,300.0 トン	8,147.5 トン	165.0 トン	163.5 トン	-75.0 パーセント	
目標の根拠	平成26年度に報告対象である2事業所の平成23-25年度の実績を元に基準年度の排出量を算出。平成27年には1事業場となるため、第2、3年度の計画排出量を減少させている。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	研究開発	事業活動に伴う排出の量 (延床面積(m ²)*100)	72.81	68.65	5.56	5.51	-63.46 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	増減率を算出するため、2事業所をまとめて研究開発として原単位を算出。第2、3年度は小規模事業所のみとなるため原単位の値が小さくなっている。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント	75.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	稼働エリアに合わせた原動設備稼働の最適化、各棟の不要時消灯					
	(27)年度	照明、空調稼働時間の最適化					
	(28)年度	照明、空調稼働時間の最適化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	拠点従業員への自動車通勤自粛の啓発					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用促進					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・「パナソニックエコリレージャパン」により、地方自治体や環境NPOの協力を得て里山、竹林再生等を実施。 ・環境ボランティアへの補助金助成						
特記事項	平成27年1月より半導体事業統括室が別法人となり、パナソニック株式会社の報告対象から外れる予定。そのため第2年度以降は小規模事務所1箇所のみとして計画を策定。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。